

新コ調第26-6号
令和4年4月25日

鹿児島県訪問看護ステーション協議会会長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
新型コロナウイルス感染症療養調整課長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養中の
医療費等の取扱いについて（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記については、令和4年2月24日付け健増第3167号「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養中の医療費等の取扱いについて（通知）」にて、原則として、令和2年5月診療分以降から審査支払機関を通じたレセプト請求によることとする旨、周知しておりますが、令和4年4月以降も、本県内の新規感染者数が増加し、宿泊療養施設への入所者や自宅待機者も増加していることや医療機関等において新型コロナウイルス感染症患者から医療費を徴収しているケースが増えていることを踏まえ、今般、改めてお知らせいたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、貴会会員の皆様に対し、別添により周知くださるようお願い申し上げます。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症療養調整課

事業推進係 担当：松永

TEL 099-286-3420

MAIL corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp